

「すぎなみの道づくり（道路整備方針）」の改定に向けた取組について

「すぎなみの道づくり（道路整備方針）」について、現方針が令和 7 年度までを対象期間としていることから、この間の取組や社会経済環境の変化等を踏まえ、以下のとおり改定に向けた取組を進めることとしましたので報告します。

1 改定の基本的な考え方

- 「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」の道路整備方針を具体化する内容として位置付ける。
- 現方針に基づく取組状況を踏まえ、主要生活道路の安全対策路線選定の考え方の整理を行う。
- 個別の生活道路の整備に当たっては、区民との対話により幅員や構成を検討していくことを盛り込む。
- 改定に当たっては、区民に身近な生活道路に係る方針であることが伝わる内容にするとともに、名称についても見直す。また、事例写真や図などを掲載し、区民にわかりやすい方針となるよう工夫する。

2 方針期間

概ね 20 年後の未来を展望しながらも、上位計画との整合を図るため、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

ただし、上位計画等の改定等を踏まえ、必要に応じて方針の見直しを行う。

3 改定の進め方

- 生活道路の整備に期待する内容や方針の考え方等について、区政モニターアンケートや町会へのアンケート結果を踏まえ検討を進める。
- 「杉並区生活道路ネットワーク計画専門部会設置要領」に基づく、杉並区生活道路ネットワーク計画専門部会において検討を行う。
- 改定案について、「杉並区自治基本条例」に基づく、区民等の意見提出手続を実施する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年	2 月	改定案を都市環境委員会へ報告
	3 月	区民等の意見提出手続の実施
	4 月	方針の改定
	6 月	改定方針を都市環境委員会へ報告